

南大沢市民センター住民協議会会則

南大沢市民センター住民協議会運営細則

平成 17 年 6 月 12 日改定

南大沢市民センター住民協議会

南大沢市民センター住民協議会会則

平成 8 年 7 月 7 日制定
平成 17 年 6 月 12 日改定

(名称および事務所)

第1条 この会は、南大沢市民センター住民協議会(以下「本会」という)と称し、事務所を八王子市南大沢 2 丁目 27 番地八王子市南大沢市民センター内におく。

(組織する地域の範囲)

第2条 本会が組織する地域の範囲は、鎌水地域、南大沢地域、松木地域、別所地域とする。

(目的)

第3条 本会は、地域住民の文化の向上と福利厚生をはかり、連帯感のある健康で明るいまちづくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業及び活動を行う。

- (1) 南大沢市民センターの運営に関する事。
- (2) 地域内で活動する諸団体の情報交換、行事等の調整および協力に関する事。
- (3) 地域内の特別行事に関する企画・実施に関する事。
- (4) その他、本会が必要と認める活動。

(構成)

第5条 本会は、地域内の住民によって組織する団体より推薦された者(以下「地区委員」という)および会長の推薦するもの(以下「推薦委員」という)をもって組織する。

2. 構成団体及び委員配置については、第 13 条に規定する役員会に諮り、別に定める。
3. 委員の任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。
4. 欠員または増員による委員の任期は、前任者又は、現任者の残任期間とし、後任者を役員会で選出することができる。

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 …… 1 名
- (2) 副会長 …… 若干名
- (3) 事務局長 …… 1 名
- (4) 会計 …… 2 名
- (5) 書記 …… 2 名

(役員の選出)

第7条 前条の役員選出については、次の各号の定めるところによる。

- (1) 会長は、役員の推薦によるものとする。
 - (2) 副会長・事務局長・会計・書記は、会長の指名によりこれを定め、役員会の承認を要するものとする。
2. 前項各号の規定により選出された役員は、総会に諮り、その承認を要するものとする。

(役員の職務)

第8条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括すると共に、南大沢市民センターの館長を兼務する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が定める順序によりこれを代理する。
- (3) 事務局長は、運営全般を統括する。
- (4) 会計は、会計事務を行う。
- (5) 書記は、会議の議事及び活動に関する重要事項を記録し保存する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2. 欠員による後任役員の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、後任者が選出されるまでの間はその職務を行うものとする。

(監査役)

第10条 監査役は、役員を除く本会構成委員の中から2名を選出し、総会に諮りこれを決定する。

2. 監査役は本会の事業および経理状況を監査する。
3. 監査役は、役員に準じ、役員会・運営委員会に出席することが出来る。
4. 監査役の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会・役員会・運営委員会および部会とする。

(総会)

第12条 総会は、毎年1回開催し、次の事項を審議する。

- (1) 事業報告および収支決算
 - (2) 事業計画および収支予算
 - (3) 役員の承認
 - (4) 会則の改廃その他重要事項
2. 委員の3分の1以上の要請があったとき、又は役員会が必要と認めたときは、会長は臨時総会を開かなければならない。
3. 総会は、委員の過半数以上の出席(委任状を含む)により成立する。議事は、出席者の過半数

で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4. 総会の議長は、そのつど、委員の中から選出する。

(役員会)

第13条 役員会は、会長・副会長・事務局長・会計および書記をもって構成し、本会の業務運営上必要な事項を審議する。

2. 役員会は、必要に応じ、会長が招集する。

(運営委員会)

第14条 運営委員会は、第6条に規定する役員と、部長および副部長をもって構成し、本会の業務運営上必要な事項を審議検討する。

2. 運営委員会は、必要に応じて会長が招集する。

(事務局・部会)

第15条 本会の活動を円滑に行うため、次の部会を置き、委員はいずれかの部会に属するものとする。

- (1) 事務局 …… 管理・運営全般を統括する。
〔会務の企画立案・諸会議・予算等〕
- (2) 総務部会 …… 運営全般についての庶務および調査研究に関すること。
〔会務の運営・庶務〕
- (3) 広報部会 …… センターの現状や今後の活動・展望についてPRに関すること。
〔センター広報の編集・発行等〕
- (4) 文化部会 …… 地域住民の文化的生活向上に関すること。
〔文化活動の立案・実施等〕
- (5) 体育部会 …… 地域住民の健康増進等に関すること。
〔体育関係の行事の調整・協力等〕
- (6) 厚生部会 …… 地域住民の福利厚生に関すること。
〔敬老行事、福祉祭りの実施等〕
- (7) ガーデニング部会…ガーデニングに関すること。
〔センターまつりにおけるガーデニングの立案・実施〕

2. 部会には部長1名、副部長2名をおく。
3. 部会は必要な都度、事務局長または部長が招集して開催する。

(実行委員会)

第16条 本会の活動上特に必要が生じた場合、実行委員会を設けることができる。

2. 実行委員会の設置・構成及び運営については、役員会で協議し、運営委員会の承認を得るものとする。
3. 実行委員会は、任務が終了したときを持って解散する。

(顧問・相談役)

第17条 本会に若干名の顧問・相談役をおくことができる。

2. 顧問・相談役は、役員に準じ役員会・運営委員会に出席することができる。

(会 計)

第18条 本会の運営経費は、事業収入・助成金・その他の収入をもってあてる。但し、必要に応じ協力金を集めることができる。

2. 本会は、必要に応じ、特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(会則の改廃)

第20条 この会則の改廃は、総会において出席者の3分の2以上の同意がなければならない。

(委 任)

第21条 この会則の施行について、必要な事項は役員会に諮り、会長が定める。

附 則

1. この会則は、平成8年7月7日から施行する。
2. 本会の設立当初の委員の任期は、第5条及び第9条の規定にかかわらず、平成10年3月31日までとする。
3. 本会の設立当初の会計年度は、第19条の規定にかかわらず、本会の会則施行日から平成9年3月31日までとする。
4. 改定会則は、平成17年6月12日より施行する。

南大沢市民センター住民協議会運営細則

平成 17 年 6 月 12 日制定

第 1 条 この細則は南大沢市民センター住民協議会(以下「住民協議会会則」という)

第 21 条に基づき定めるものとする。

第 2 条 住民協議会会則 第 5 条 の規定に基づく委員の定数は、次のとおりとする。

1.構成団体及び地区推薦人員

構成団体	人 数
鎌水町会	8
南大沢町会	8
南大沢三丁目	8
南大沢四丁目	9
南大沢五丁目	8
松木町会	8
別所町会	8
合 計	57

2.住民協議会会則 第 5 条 の規定に基づく本会会長推薦委員の定数は、次のとおりとする。ただし、総数は 20 名以内とする。

構成団体	人 数
鎌水町会	5名以内
南大沢町会	5名以内
南大沢三丁目	5名以内
南大沢四丁目	5名以内
南大沢五丁目	5名以内
松木町会	5名以内
別所町会	5名以内
合 計	総数 20 名以内

3.委員の総数は、役員を含め 80 名以内とする。

第 3 条 相談役・顧問の員数は、第 2 条 3 項の定数に含めない。

第 4 条 会長推薦の委員の任期は、住民協議会会則 第 5 条 3 項に準ずる。

第 5 条 住民協議会会則 第 6 条に定める副会長の定数は、6 名とする。

第 6 条 副会長は住民協議会会則 第 15 条の規定に定めるいずれかの部会に属するものとする。

第 7 条 この細則の改廃は役員会にて決定する。

附 則 1.この細則の施行は、平成 17 年 6 月 12 日より実施する。